

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しました 2 項目について質問します。

まず平成 23 年 12 月議会で井上市長が申し立てた再議について質問します。

私はこの再議を認めてしまうと、まさに議会の本来的役割である条例制定という行為・権能が、長によって牛耳られて行く怖れがある、つまり議会民主制が崩されてゆくことを強く懸念しています

再議書には再議の理由（異議）として 2 点挙げておられますが、いずれも条例案のどこがどう問題なのかという本質的な指摘ではなく、単に問題をすり替えて、条例の提案そのものを否定したり、条例が全く意図していない虚構の事例をあげつらって、いかにも条例が通ったら問題であるかのような印象を与える作為が見えます。

また市民から市長に出された公開質問状では「再議書にある理由が議決された条例のどの条文を対象とするのか」との問いに「条例の制定自体に異議を申し立てたものであり、条文全文について再議に付した」と回答されています。

要は「全否定」であり、議会で議決された条例の特定の部分を拒否するのではなく、条例制定という議会の「行為」を否定するものです。

だから「理由と条文の対応など必要ない」、「理由などどうにでも付ければよい」と言うわけでしょうか。

「条例の制定改廃」は議会の権能の一つであり、大変重要なものです。

この回答を見る限り、市長は議会に対して「軽視する」というレベルではなく意に添わねば「無視する」、議論そのものを「拒否する」という立場のようです。

市長も議会も 2 元代表制の中で議論を尽くし地方自治を高めていくことが職務であると考えます。

この条例を提案するに当たり、何度も市に内容を共に検討していくよう働きかけましたが、全て拒否されました。

その後条例案は本会議で可決され、井上市長は拒否権を行使します。

我々は、市長も議員もそれぞれに公選を経てその任にあたります。

選挙は 1 票差でも当選は当選、落選は落選という厳粛なものです。

しかし、自治法の規定にあるとはいえ、有権者の 3 分の 1 の得票も得ていない現市長が議会に 3 分の 2 を求めることは、強い違和感を覚えます。

それでは具体的にお尋ねします。まず 1 点目の異議は「市の実施方針で十分」との主旨ですが、「実施方針」の下で住民はいつ基地局建設の計画を知るのでしょうか。

また「実施方針」はいつ誰が決めたのか。どのような効果をもつのか。市民や議会に意見は求めたのかお答えください。

同方針策定後にも基地局は建ち続けていますが、事前にも事後にも住民説明会があったという話は聞きません。

昨年7月から今日までの建設状況と事業者の住民への対応、市の対応をお聞かせください。

特に水城小学校の直近に建設された基地局については幼稚園もすぐ近くで、斜め下には学童保育所があります。

平成22年12月議会で採択された請願では教育施設への配慮を求めています、近隣住民や保護者への説明会等は行われたのでしょうか。

2点目の異議は「条例ができると基地局が建たなくなる、携帯電話が使えなくなる」と言っているようですが、条例案は「事前の説明」を求めているのであって基地局の新設や改造を妨げるものではありません。

基地局が建たなくなるという根拠は何か、また条例案のどの規定がそれにあたるのかお答えください。

合わせて再議の対象とする条例の案文とは関係しない理由を挙げるのが、地方自治法上は無効なのではないかと考えますがご所見を伺います。

関連して市が発表した「請願に対する処理経過及び結果」と請願の事実関係が著しく異なる点については、昨年12月議会で「一連の流れを総体的総合的に解釈した」と何度も繰り返されましたが、「総体的」なら求めてもいないことを求めたと解釈できるのでしょうか。お答えください。

次に市ホームページの「市長の部屋」についてお尋ねします

市サイトの一部のコンテンツである「市長の部屋」は3月7日時点で241メガバイトもありますが、これは一般的なサイトの数倍から数十倍にあたります。

また中には市政と何の関係があるのか首を傾げざるを得ないものも散見されます。そもそも平成19年からのものを載せる必要があるのでしょうか。

これらの画像やページの編集は大変な手間と費用になると思いますが、職務命令により職員が行うのかそれとも業者に委託しているのかお答えください。

また業者委託ならばその費用、職員の仕事なら人数及び作業にかかる時間、人件費の合計も合わせて伺います。

さきほど渡辺議員から広報誌に関する質問もありましたが、井上市長には長として公私の別はハッキリしていただきたい。

情報発信は何であれ大いに結構だと思います。

しかし挨拶や自己紹介をはるかに超えるようなものは個人サイトを設けてやるべきではないでしょうか。

自費で、自力でやるべきではないでしょうか。

お答えください

以上、再質問は自席にて行います。